

蓬総第 23 号  
平成29年2月1日

小形風力発電施設建設事業者様

青森県 蓬田村 長

## 蓬田村における小形風力発電施設建設に係る留意事項について（通知）

本通知では、蓬田村において小形風力発電（20kW未満）施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の建設にあたって、村民の安全・安心及び環境保全、景観形成の視点から、事業者に対し、事業を実施する際に留意する事項を示しております。

各事業者におかれまして、本通知を参考にご検討くださるようお願いいたします。

### 記

## 1. 対象となる施設等

### （1）対象施設

本通知の対象となる小形風力発電施設とは、小形風力発電（20kW未満）の施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備とし、新設、増設、又は改修をする場合を対象とする。

### （2）対象地域

本通知の対象地域は蓬田村全域とする。

## 2. 建設等にあたっての基準

### （1）騒音

風力発電施設等に最も近い住宅等において、騒音に係る環境基準のA類型「専ら住居の用に供される地域」に係る基準値内（昼間55デジベル以下、夜間45デジベル以下）とすること。

※ 住宅等には、学校、児童福祉施設、病院などの文教施設、保健福祉施設等を含むものとする。

※ A類型とは、平成10年9月30日環境庁告示第64号による住宅地の騒音の環境基準であり、基準値は昼間55 デジベル、夜間45デジベルとなっている。

## **(2) 低周波音**

風力発電施設等に最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値を超えないものとする。

## **(3) 住宅等からの距離**

上記(1)騒音の基準値内及び上記(2)低周波音の参照値内にするほか、振動、日影等により不快感を与えることがないように、風力発電施設の性能等を考慮して、住宅等から風力発電施設等までの適正な距離を確保すること。

## **(4) 電波障害**

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

## **(5) 自然環境**

風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

## **(6) 景観**

- ① 風力発電施設等の建設等にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。
- ② 風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和を図ること。
- ③ 景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずること。
- ④ 風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示すること。

## **(7) 光害**

風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

## **(8) 文化財**

風力発電施設等の建設等にあって、建設等の影響から文化財を保護するよう努めること。

## **3. 事業説明**

風力発電施設等の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、関係住民（近隣住民及び地権者等）、公的機関及び関連団体等に事業説明をするものとする。

## **4. 建設等の工事中及び工事完成後における調査**

風力発電等の建設中及び建設後についても環境及び景観等の保全に関し、「2. 建設等にあっての基準」の遵守に努めなければならない。

## **5. 設置後の維持管理等**

- (1) 設置した施設について、破損又は事故等を未然に防止するよう努めること。
- (2) 設置後に騒音、電波等の障害が発生した時には、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、その内容を蓬田村に報告すること。
- (3) 設置施設での事業が終了した場合は、責任をもって施設を撤去すること。

## **6. その他**

- (1) 風力発電施設等の建設等にあたり、住民等から事業者へ申し入れがあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を蓬田村に報告すること。
- (2) 本通知を遵守しない事業者については、今後、蓬田村での再生可能エネルギー事業のすべての取扱いの中止を求めることとする。
- (3) 本通知発出以前に、事業が進行している事業者は、本通知によらなくても、従来から国が示す環境基準等を遵守し、住民等から申し入れがあった事項については、誠意を持って対応すること。

以上